

官業民営化等 WG 市場化テスト WG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：文部科学省〕

【独立行政法人名】	独立行政法人国立美術館
1. 根拠法令	独立行政法人国立美術館法
2. 従事者数	134 名（理事を含む。）
3. 予算額	平成 17 年度 5,319,847 千円
4. 事務・事業の内容	<p>展覧会を通じた多様な文化の紹介や、美術作品の収集及びそれらの展示を行うことにより、文化の創造と発展を担う。</p> <p>我が国の美術振興の拠点として、美術による国際交流を推進。</p> <p>これらに関連する調査研究を実施。</p>
5. 民間開放の状況	<p>同法人では、会場管理業務、設備管理業務、清掃業務、情報案内業務、美術館情報システム等運用支援業務、レストラン業務など、民間に委託できるものはできる限り委託し、業務の効率化と経費の削減に努めているところである。</p> <p>なお、特別展では、広報、会場設営、作品移動等に係る業務は、共催者であるマスコミ等民間企業が費用を負担するとともに民間に委託している。</p> <p>(民間委託している主な業務)</p> <p>会場管理業務、設備管理業務、清掃業務、情報案内業務、美術館情報システム等運用支援業務、レストラン業務 等</p>
6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響	<p>独立行政法人国立美術館は、民間にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの、または、独占して行わせることが必要であると思われる業務を効率的かつ効果的に行う独立行政法人として、法律により設置され、業務運営を行っているものである。</p> <p>世界のどの国においても、芸術文化を維持し発展させていくことは、文化行政の重要な柱の一つである。特に一国の美術の振興に果たす国立の美術館の役割は大きなものがある。先進国を含めた諸外国においても、国立の美術館、ないしはそれに準ずる美術館を設置していないところはなく、国立美術館とその運営の在り方は国の文化に対する考え方を示す一つの指標ともなっている。</p> <p>同法人は、すべての美術館活動において全国の美術館の主導的な役割を果たすとともに、海外の美術館からは外国の美術の受け入れ、日本の美術の発信の窓口として深い信頼と高い評価を得てきた。</p> <p>同法人を廃止することは、日本の美術振興の基盤そのものを廃止することであり、美術振興のみならず文化行政全体の後退を意味し、文化立国を目指す我が国の方針に大きく逆行するものと考えられる。</p> <p>また、国際的にも、国相互の文化の交換とそれによる国際的な理解の増進を図る中心的な役割を担う同法人を廃止することは、文化に対する我が国の姿勢を問われ、諸外国との文化交流に支障が生じかねない。</p>
7. 更なる民間開放について見解	17 年度末の独法の中期目標期間の終了に当たり、民間委託の推進も含めた更なる事務事業の見直しを行う予定である。

官業民営化等 WG 市場化テスト WG 合同ヒアリング調査票

〔所管省庁名：文部科学省〕

【独立行政法人名】 独立行政法人国立美術館

8. 個別の質問事項

平成 16 年度の活動実績について、各業務内容ごとに、詳しくご教示願いたい。

別紙参照

貴法人の実施されている業務内容について、民間では実施不可能なものがあればその理由とあわせてご教示願いたい。

同法人は、民間委託を積極的に推進し、徹底したコスト削減と効率化に取り組んできたところである。現在法人自らが実施している業務については、以下の理由により、引き続き同法人に委ねることが適当と考える。

- ・ 同法人が行う調査研究・作品収集・展示・教育普及等の各業務は有機的に関連付けられており、一貫した理念のもとで一つの機関が運営することが必要。
- ・ 収集・展示・教育普及等の各業務は、長期にわたる不断の調査研究の成果であり、これらの成果を維持し、さらに質を高めていくためには、中長期的な観点に立って調査研究を行うことができる安定的な財政的基盤と組織体制が必要。
- ・ 現在のところ、我が国において、同法人のように国立美術館の収蔵品についての調査研究の蓄積と専門的知見を持つスタッフを擁した機関はなく、民間に適切な事業の実施を期待することは困難。
- ・ 法人の意思決定やそれに伴う財務活動など、法人のマネジメントに関する重要な事項を扱う管理部門については、民間に業務を委託することは法人としての意思決定能力を奪うことになるため、法人職員で行うことが適切。
- ・ さらに、民間が美術品の管理を行うとなった場合、寄託品に加えて収蔵品にも保険をかける必要が生じ、多額の保険料が必要となる。したがって、このような公的資産は、独立行政法人制度の下、公の責任で管理することが必要。
- ・ 国際的にも、民間にこれら業務を委ねる館は、国立の美術館とは見なされず、海外の国立の美術館から国立としての信頼を得ることはできず、出品交渉等に支障がでる。

民間から貴法人が実施している業務について、市場化テストの実施を含む民間開放の要望があるが、貴省の見解如何。

独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっている。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要がある。

また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の今後の処遇等が明確になっている必要があるが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに足る十分な条件が整っていないものとする。

なお、国立美術館については、17年度末の中期目標期間の終了に当たり、民間委託の推進も含めた更なる事務事業の見直しを行う予定である。